

**令和2年度第二次補正予算の成立を受け、各大学病院において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の積極的な活用による機能強化の取組をお願いするもの。**

2 文科高第 2 5 2 号  
令和 2 年 6 月 16 日

附属病院を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の積極的な活用について

新型コロナウイルス感染症への対応にご協力いただき誠にありがとうございます。

今般、令和2年度第二次補正予算が成立し、別添の通り、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」が全額国費により拡充されました。同交付金では、人工呼吸器や体外式膜型人工肺（ECMO）、個人防護具や簡易陰圧装置等の整備に対する従前からの支援に加え、大学病院における高度医療の提供に必要とされる超音波画像診断装置、血液浄化装置等の設備整備に対する支援が新たに行われることとなります。また、新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟等を設定する医療機関の病床確保に対する支援については、空床確保料の増額と対象となる病床範囲の拡大が行われます。さらに、新たに新型コロナウイルス感染症疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策に対する支援も行われます。

同交付金については、都道府県を通じて医療機関に対する支援が行われますので、各大学病院におかれましては、各都道府県衛生主管部（局）に能動的に連絡をお取り頂き、同交付金を積極的に活用され、新型コロナウイルス感染症の事態長期化・次なる流行の波に備えて大学病院の機能強化にお取り組み頂きますようよろしくお願いいたします。

**【本件担当】**

文部科学省高等教育局医学教育課  
病院第一係 林田、川合、藤田  
T E L : 03-5253-4111 (内線 2511)  
E-Mail : igabyoin@mext.go.jp

# 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）

令和2年度二次補正予算：16,279億円  
（一次補正：1,490億円）

- 新型コロナウイルス感染症の事態長期化・次なる流行の波に対応するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を抜本的に拡充し、新型コロナ対応を行う医療機関に対する支援と併せて、その他の医療機関に対する支援を実施することにより、都道府県における医療提供体制の更なる整備や感染拡大防止等を推進する。

【実施主体】 都道府県（市区町村事業は間接補助） 【補助率】 国10/10

※ 補正予算成立後、本年4月に溯って適用

## 新規事業の追加 11,788億円

- ・ 重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）の病床の確保
- ・ 重点医療機関等における超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支ファイバー等の設備整備
- ・ 患者と接する医療従事者等への慰労金の支給
- ・ 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策
- ・ 医療機関・薬局等における感染拡大防止等のための支援

## 既存事業の増額 3,000億円 ※ このほか、一次補正の都道府県負担分(1,490億円)を二次補正において国費で措置

- ・ 入院患者を受け入れる病床の確保、医療従事者の宿泊施設確保、消毒等の支援
- ・ 入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）、個人防護具、簡易陰圧装置、簡易病室等の設備整備
- ・ 軽症者の療養体制の確保、自宅療養者の情報通信によるフォローアップ
- ・ 帰国者・接触者外来等におけるHEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、簡易診療室等の設備整備
- ・ 重症患者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣
- ・ DMAT・DPAT等の医療チームの派遣
- ・ 医師等が感染した場合の代替医師等の確保
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応に伴う救急医療等地域医療体制の継続支援、休業等となった医療機関等の再開等支援
- ・ 外国人が医療機関を適切に受診できる環境の整備
- ・ 帰国者・接触者相談センターなど都道府県等における相談窓口の設置
- ・ 患者搬送コーディネーター配置、広域患者搬送体制、ドクターヘリ等による搬送体制の整備
- ・ 都道府県における感染症対策に係る専門家の派遣体制の整備
- ・ 地方衛生研究所等におけるPCR検査機器等の整備

別添

# 新型コロナウイルス感染症の重点医療機関等 における設備整備の支援

(事業規模30億円)

## 事業目的

- 重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備する。

## 事業内容

- 重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）等が行う高度医療向け設備の整備を支援する。

## 整備対象設備

- 超音波画像診断装置
- 血液浄化装置
- 気管支ファイバー
- 撮影装置
- 生体情報モニター 等

# 新型コロナウイルス感染症の重点医療機関の体制整備

(事業規模4728億円)

## 事業目的

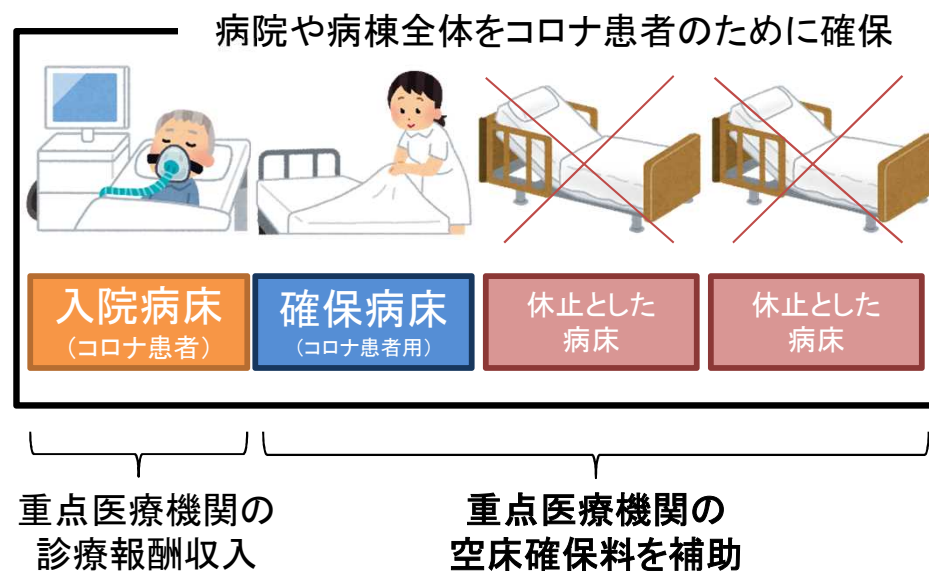
重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）において、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ体制を確保するため、空床確保料を補助することにより、適切な医療提供体制を整備する。

## 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者対応のため、重点医療機関として病床を整備した医療機関に対し、患者の迅速な受入体制確保の観点から、患者を受け入れていない病床に対する空床確保料として、相当額を補助する。

※ ICUの空床確保の例：97千円（一般の医療機関）→301千円（重点医療機関）

(重点医療機関)



# 新型コロナ疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策

## 事業目的

(事業規模1518億円)

- 発熱や咳等の症状を有する新型コロナ疑い患者について救急医療機関への収容に時間を要する事例がある。
- 救急・周産期・小児医療機関において、新型コロナ疑い患者が受診した場合に、外来診療や必要に応じて入院診療を行うことができるよう、新型コロナ疑い患者の受入れのための院内感染防止対策を支援する。

## 事業内容

### 〔対象医療機関〕

#### 新型コロナ疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関

- ※ 救命救急センター、二次救急医療機関、周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等
- ※ 新型コロナ疑い患者の診療を行う医療機関として都道府県において調整・登録

#### ① 設備整備等の補助

簡易陰圧装置、簡易ベッド、簡易診察室、HEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーティション、個人防護具、消毒経費等

#### ② 支援金の支給

今後、新型コロナの感染拡大と収束が反復する中で、救急・周産期・小児医療の提供を継続するため、院内感染防止対策を講じながら、一定の診療体制を確保することに必要な費用を補助するための支援金を支給する。また、新型コロナ患者の入院受入れ医療機関に対する加算を行う。

#### (支援金の額)

- ・以下の額を上限として実費を補助
  - 99床以下 2000万円
  - 100床以上 3000万円
  - 100床ごとに 1000万円を追加

- ・新型コロナ患者の入院受入れ医療機関に対する上記の額への加算 1000万円

#### (対象経費)

- ・感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用

# 医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援

## 事業目的

(事業規模2589億円)

- 今後、新型コロナウイルスの感染拡大と収束が反復する中で、医療機関・薬局等においては、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる。
- 医療機関・薬局等において、院内での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行う。

## 事業内容

新型コロナウイルス疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局等について、感染拡大防止対策等に要する費用の補助を行う。

### (医科医療機関の取組の例)

- ア 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う
- イ 待合室の混雑を生じさせないように、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知・協力を求める
- ウ 発熱等の症状を有する新型コロナウイルス疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う
- エ 電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する
- オ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う

### (補助額)

- ・ 以下の額を上限として実費を補助
  - 病院 200万円 + 5万円 × 病床数
  - 有床診療所（医科・歯科） 200万円
  - 無床診療所（医科・歯科） 100万円
  - 薬局、訪問看護ステーション、助産所 70万円

※ 救急・周産期・小児医療機関に対する支援金と重複して補助は受けられない。

### (対象経費)

- ・ 感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用



# 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

(事業規模2922億円)

## 事業目的

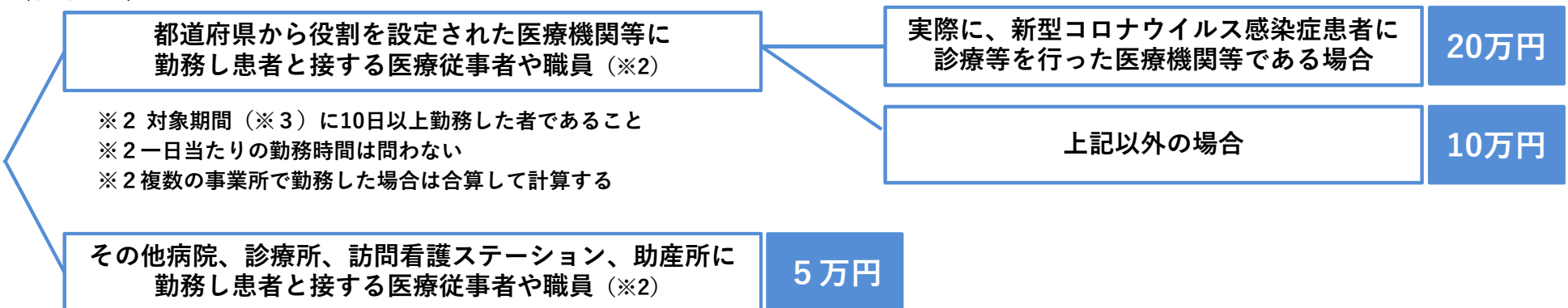
- 医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、
- ① 感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと
  - ② 継続して提供することが必要な業務であること
  - ③ 医療機関での集団感染の発生状況
- から相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

## 事業内容

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等（※1）に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する（その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付する。）

※1 重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等

## (給付額)



\* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

(※3) 対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日(★)のいずれか早い日(岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16)から6/30までの間

★ 新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。